

倉吉市交通安全対策協議会会則

(名称)

第1条 この会は、倉吉市交通安全対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、倉吉市内における交通の安全に関する諸問題について審議し、その対策を推進することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事項を処理する。

- (1) 交通安全対策に関すること。
- (2) 交通安全教育及び交通道德の向上に関すること。
- (3) 交通安全運動の実施に関すること。
- (4) その他この会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員をおく。

会長 1名

副会長 3名

- 2 会長は、倉吉市長を、副会長は、倉吉警察署長、倉吉地区交通安全協会会長、倉吉市議会議長の職にある者をもってあてる。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代行する。

(幹事及び幹事会)

第7条 協議会の業務に関し必要な事務を円滑に行うため、幹事を置く。

- 2 幹事は若干名とし、委員所属の職員のうちから委員の推薦した者を会長が委嘱する。
- 3 幹事は、幹事会を組織し、会長の命を受け、会議に対する事項その他の必要な事項を審議する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、委員会とする。

- 2 委員会は、会長が招集し事業計画、事業報告、その他協議会の運営に関する重要事項を審議する。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、倉吉市役所内に置く。

(補則)

第10条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この会則は、昭和42年5月8日から施行する。

附 則

この会則は、平成8年12月17日から施行する。

附 則

この会則は、平成14年8月22日から施行する。

附 則

この会則は、平成15年3月27日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年3月25日から施行する。